

住民税均等割のみ課税世帯給付金のお知らせ

1. 概要

エネルギー、食料品価格等の物価高騰が続く中で、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯に対する経済支援策として、1世帯当たり10万円を支給します。

2. 住民税均等割とは

住民税均等割は一定の所得がある方に定額で課税されるものです。
八幡平市の均等割は、市県民税として年額6,000円課税されています。

3. 対象となる世帯（該当すると想定される世帯のお知らせしています。）

次の（1）及び（2）のいずれの要件も満たす世帯

- （1）令和5年12月1日に市の住民基本台帳に登録されている世帯
- （2）世帯全員が、令和5年度住民税が「均等割のみ課税」又は「均等割のみ課税と非課税」で構成されている世帯

上記の条件を満たしていても次に該当する世帯は、**対象外**となります。

- ① 世帯全員が、住民税が課されている方の扶養親族等のみからなる世帯
- ② すでに他市区町村から同様の給付金（10万円）の給付を受けている世帯

4. 手続きの方法

～給付金の受給には手続きが必要です～

同封の返信用封筒に次の書類を入れて投函または最寄りの窓口（本庁地域福祉課、西根総合支所、安代総合支所、田山支所）に持参してください。

（1）同封の確認書（水色）

確認欄①②を確認後にチェック（☑）をし、確認日、世帯主氏名、連絡先電話番号を記入してください。

裏面に続く 

(2) 確認書(水色)裏面の【受取口座記入欄】を記入し、次の①及び②を提出してください。

- ① 振込先口座が分かるもの(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し)
- ② 本人確認書類(次のア～ウのいずれかの写し)
 - ア 顔写真入りの書類(運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカード等) 1点
 - イ 顔写真がない書類(公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳等(※氏名の他に、生年月日または住所が入ったもの)) 2点
 - ウ 上記イの書類1点と氏名の他に生年月日、住所または顔写真が入った書類(診察券、公共料金の領収証、社員証等) 1点の計2点

※口座名義が世帯主の方以外の口座へ振込みを希望する場合
⇒ (3) へお進みください。

(3) 代理人による確認又は受給を希望する場合は、確認書(水色)裏面の【代理確認・受給を行う場合】の欄を記入し、次の①及び②を提出してください。

- ① 振込先口座が分かるもの ※上記(2)①と同じ
- ② 本人及び代理人双方の本人確認書類 ※上記(2)②と同じ

5. 書類の返送または窓口提出の期限

令和6年5月31日(金)消印有効

6. お問い合わせ先

八幡平市役所 地域福祉課 福祉総務係

電話番号 0195-74-2111 (内線 1113、1114、1115)